

福津市下水道条例の概要及び関係事務手続きについて

1. 下水道条例の概要

第1章 総則	(第1条・第2条)
第2章 排水設備の設置等	(第3条から第6条)
第3章 排水設備等の工事の実施に係る指定	(第7条から第25条)
第4章 公共下水道の使用	(第26条から第36条)
第5章 行為の許可及び占用	(第37条から第44条)
第6章 雑則	(第45条から第48条)
第7章 罰則	(第49条から第51条)

(1) 排水設備の設置等

①排水設備の設置 第3条

公共下水道が供用開始された場合に、排水区域の土地または建築物の所有者に対し、排水設備の設置を義務付け。

②排水設備の接続方法 第4条

排水設備の新設等を行う場合の技術基準及び排水管の内径等を規定。

⇒規則第3条から第5条参照

③排水設備の確認、検査 第5条、第6条

排水設備の設置及び構造が、法令又は条例に定める基準に適合しているか確認を行うため、計画（変更）の確認及び工事の検査等について規定する。

⇒排水設備等計画確認申請 規則第6条 (様式第1号)

⇒排水設備等工事完了届 規則第7条 (様式第2号)

(2) 排水設備の工事の実施に係る指定

①指定工事店制度 第7条から第15条、第24条及び第25条

⇒指定申請 規則第14条 (様式第8号)

⇒工事店証の変更 規則第16条 (様式第10号)

⇒工事店証の再交付 規則第17条 (様式第11号)

⇒工事店の更新申請 規則第18条 (様式第8号)

②責任技術者の登録制度 第16条から第23条

指定工事店に1名以上専属雇用しなければならない責任技術者の登録方法、有効期間、職務、登録の取り消しについて規定する。

⇒責任技術者登録申請 規則第20条 (様式第13号)

⇒技術者証の変更	規則第22条	(様式第15号)
⇒技術者証の再交付	規則第23条	(様式第16号)
⇒技術者の更新申請	規則第24条	(様式第13号)

(3) 公共下水道の使用

①水質規制に関する事項 第26条から第31条

下水道施設の機能又は構造を保全するための水質規制、並びに下水道施設(処理場)からの放流水質を確保するための水質規制を行う必要があるため、下水道法第12条及び同12条の2、12条の10に基づき、条例により除害施設の設置や排水の制限について規定する。

⇒除害施設設置等届出 規則第11条 (様式第5号)

②下水道の使用及び使用料に関する事項 第32条から第36条

公共下水道の利用者から使用料を徴収することについて規定すると共に、下水道の使用開始等の届出義務、使用料の算定及び徴収方法等について規定する。なお、使用料算定の基礎となる汚水排出量の算定方法等については、規則で定めている。

●使用料

区 分	汚 水 量	金 額
基本使用		780円
従量使用料	1～10m ³	65円/m ³
	11m ³ から20m ³	153円/m ³
	21m ³ から30m ³	160円/m ³
	31m ³ から50m ³	200円/m ³
	51m ³ から100m ³	230円/m ³
	101m ³ 以上	260円/m ³

※上記算出金額に消費税相当額を加算した金額

⇒使用開始等の届出 規則第12条 (様式第6号)

⇒汚水排出量の認定 規則第25条

●井戸水等の汚水排出量

使用形態	汚 水 排 出 量
井戸水等のみ使用	1世帯ひと月につき20m ³ (1人世帯の場合は、1世帯ひと月につき8m ³)
水道水と井戸水の併用	水道使用料+1世帯ひと月につき10m ³ (1人世帯の場合は、1世帯ひと月につき4m ³)

※事業用等の場合は、計測装置の水量により算定

(4) 行為の許可及び占用

①行為の許可に関する事項 第37条、第38条

公共下水道の排水施設の開渠である部分または、その部分の地下若しくは暗渠である部分に工作物等の物件を設ける際の許可手続き等について規定する。

⇒物件設置許可申請 規則第28条 (様式第17号)

②占用物件に関する事項 第39条から第44条

公共下水道の敷地又は排水施設に占用物件を設ける際の手続き、占用料、許可基準、占用期間等を規定すると共に、占用を廃止した際の原状回復義務について規定する。

⇒公共下水道占用許可申請書 規則第29条 (様式第18号)

(5) 雑則

①改善命令 第45条

公共下水道の管理上必要があるときは、市長は排水設備の設置者や除害施設の設置者に対し、その変更、改善を命じる旨を規定する。

②手数料 第46条

責任技術者の登録、指定工事店の指定に係る登録手数料について規定する。

③使用料の減免 第47条

下水道使用料等の減免について規定する。

⇒使用料等減免申請 規則第32条 (様式第19号)

(6) 罰則

①罰則 第49条から第51条

地方自治法第228条の規定に基づき、本条例に違反した場合の罰則を規定する。

- ・ 条例に違反した者 . . . 5万円以下の過料
- ・ 詐欺その他不正な行為により使用料等の徴収を免れた者 . . . 免れた金額の5倍に相当する額

※法人の代表者又は法人、若しくは従業員等が、その法人又は人の業務に関して上記の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、本条例の過料を科する

2. 排水設備工事の事務手続き

(1) 手順について

- ①排水設備工事の相談、申し込み 【申請者（施主）⇒指定工事店】
- ②現地調査、見積もり 【指定工事店⇒申請者（施主）】
- ③排水設備工事の依頼、手続きの委任 【申請者（施主）⇒指定工事店】
- ④排水設備工事確認申請書の提出 【指定工事店⇒市下水道課】
※供用開始から3年以内の改造工事の場合は、水洗便所等改造奨励金交付申請も提出
- ⑤排水設備工事確認済書の交付 【市下水道課⇒指定工事店】
- ⑥排水設備工事の着工、施工 【指定工事店⇒申請者（施主）】
- ⑦排水設備工事完了届の提出 【指定工事店⇒市下水道課】
※下水道使用開始届も提出
- ⑧排水設備工事完了検査の実施 【市下水道課】
※基準に適合しない箇所があった場合は手直しを指導
- ⑨排水設備工事検査済証の交付 【市下水道課⇒申請者（施主）】
※手直しが必要な場合は、再検査後に交付
※水洗便所等改造奨励金の申請があった場合は、この後に交付決定を行う。

(2) 提出書類等

- 排水設備等計画確認申請書 (上記手順④)
 - ・排水設備等計画確認申請書 (様式第1号 第6条関係)
 - ・平面図 (別添記入例参照)
 - ・位置図 (場所がきちんと特定できるもの)
 - ・水洗便所等改造奨励金又は融資あっせん制度の申請 ※対象者のみ

- 排水設備等工事完了届出書 (上記手順⑦)
 - ・排水設備等工事完了届出書 (様式第2号 第7条関係)
 - ・平面図 (必ず完工図を提出すること)
 - ・工事写真、構造図 (市が必要とする場合に添付)
 - ・公共下水道使用開始届 (様式第6号 第12条関係)